［７・８　略］

第二十号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

［１～６　略］

７　「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の８第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　法人税の明細書（別表７⑵付表１）の「当初被配賦欠損金控除額㉑」の「計」の欄の金額

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　法人税の明細書（別表７⑵付表１）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金配賦額⑱」の欄の金額から「非特定欠損金額に係る控除未済額⑸」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合⑳」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

［８　略］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６⑼付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑽付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑭付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６⑼付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑽付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑭付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　略］

第二十号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表２の４記載要領

［１　略］

定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

［７・８　同左］

第二十号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

［１～６　同左］

７　「被配賦欠損金控除額⑥」の欄は、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第321条の８第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいう。）がある場合に、法人税の明細書（別表７⑵付表１）の「被配賦欠損金控除額㉑」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

［新設］

［８　同左］

９　「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６⑻付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑼付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑿付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６⑵付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６⑻付表）の㉛若しくは㊱の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑼付表）の㉚又は㉟の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６⑿付表）の⑲又は㉔の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［10～12　同左］

第二十号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表２の４記載要領

［１　同左］